



旅行や外食を楽しむために

法テラス八雲法律事務所 弁護士 椎谷 玲香
(函館弁護士会所属)



■ 本年10月1日から、GOTOトラベルキャンペーンの対象区域に東京が加わりました。また、あわせて、GOTOイートキャンペーンも開始しました。旅行や外食の機会が増えそうですね。そこで、今回は、旅行や外食にまつわる法律上の問題に関してご紹介します。

■ 少し前のことになりましたが、「大量に予約して、無断でキャンセルする」という人が多いことが、社会問題になりました。予約をすると、宿や飲食店との間で、宿泊や飲食のサービスを提供するという内容の契約が成立したことになります。そのため、無断でキャンセルした結果、宿側・店側が用意していた食材や、確保していた人員が無駄になれば、その金額を損害として、損害賠償しなければならぬ義務が生じます。宿側・店側に迷惑がかかるような無断キャンセルや直前キャンセルは、避けましょう。

■ 無料のアメニティを必要な量だけ持ち出すことのできる宿や、生卵などの無料の食材が卓上に置かれている飲食店で、これら無料のものを大量に持ち帰ったりするのは、法的に問題はないのでしょうか。前提として、これらのものは、無料とはいえ、宿や店の所有物です。ではなぜ持ち帰りが許されるかというと、宿泊サービス・飲食サービスの目的にかなう範囲内であれば無料であげてよいという、宿側・店側の承諾があるからです。したがって、この範囲を著しく逸脱した量を持ち帰ってしまうと、窃盗罪に当たる可能性があります。

■ さて、今回ご紹介した旅行や外食にまつわる相談のほか、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-33383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-33383-5563)」でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

冬の交通安全運動の実施

【運動期間】 11月13日(金)～22日(日)の10日間

【運動重点】 ○高齢者の交通事故防止 ○スリップ事故の防止 ○飲酒運転の根絶

【交通事故防止ポイント】

(1) ドライバーの皆さんへ

- 横断歩行者や交差点とその付近での歩行者、自転車の動きに十分注意して、思いやりのある運転をしましょう。
- 早めに冬用タイヤに交換して、急な降雪や凍結路面に対応できるよう準備しましょう。
- 日陰や橋の上、トンネルなどでは、路面が凍結している場合があるので、路面状況をよく確認して慎重な運転をしましょう。

(2) 歩行者の皆さんへ

- 外出するときは、ドライバーから目立つように、明るい服装や反射材を身に付けましょう。
- 道路を横断するときは、信号機や横断歩道を利用しましょう。
- 横断前の安全確認はもちろん、横断中も常に左右の安全を確認しましょう。

(3) 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は悪質な犯罪です！「飲酒運転をしない、させない、許さない」ことを強く意識して、北海道から飲酒運転をなくしましょう。
- 二日酔いで運転も「飲酒運転」です。少しでも身体にアルコールが残っているようなら、運転は絶対にやめましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110